

Title	ジョン・ヘンリー・ウィグモアにおける日本法研究の端緒： 民事慣例類集の英訳者・牛場徹郎関係資料紹介
Sub Title	The first stage of the study on Japanese private law by John Henry Wigmore : documents in the Wigmore papers relative to Ushiba Tetsuo, translator of the Collection of civil customacy law (Minji kanrei ruisyu)
Author	岩谷, 十郎(Iwatani, Juro)
Publisher	慶應義塾福沢研究センター
Publication year	2007
Jtitle	近代日本研究 (Bulletin of modern Japanese studies). Vol.24, (2007.) ,p.337- 362
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料紹介
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10005325-20070000-0337

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ジョン・ヘンリー・ウイグモアにおける日本法研究の端緒

——民事慣例類集の英訳者・牛場徹郎関係資料紹介——

岩谷十郎

序

ジョン・ヘンリー・ウイグモア (John Henry Wigmore 1683-1943) は¹⁾、明治二二（一八八九）年一〇月に来日し、翌二三年一月より慶應義塾の法学部法律科で主任教員として教鞭を執る。そのかたたら、彼は日本の旧来からの民事判例や慣習に大いなる関心を抱き、それらを英語訳するために、自らの指揮の下に、主に当時の塾生を含む慶應義塾関係者を中心とした作業組織を編成した。

今日、ノースウェスタン大学大学史資料室 (Northwestern University Archives) の保管する「ウイグモア文書 (John

Henry Wigmore Papers)²⁾」には、前述の翻訳作業に関わる資料が収められている。その一部には、実際の作業に携わった翻訳者がウイグモアに宛てた数多くの書簡が分類される。これらの書簡資料の分析を通して、翻訳作業の復元はもとより、併せて、ウイグモアの日本法とその歴史に対する認識の深化の跡をたどることが可能となる。

後にウイグモアの編集にかかる『徳川日本における法と裁判 (Law and Justice in Tokugawa Japan)³⁾』に集大成される法素材に、明治中期の日本にあったウイグモアがどのように巡り会い、その一部を明治二五年中に『旧日本における私法研究のための素材 (Materials for the Study of Private Law in Old Japan)』(以下、『マテリアル』と略⁴⁾)として刊行するに至っ

たのか、本稿ではその過程で翻訳者として重要な役割を果たした牛場徹郎関係の資料を掲出しこれまで触れられてこなかった事実を明らかにしたい。

一 ウィグモアの日本法研究と

歴史的法素材

(一) 概要

ウィグモアの日本法研究の動機やその進捗経過については、彼自身が明治二五（一八九二）年一月に日本アジア協会に行った報告に委細に語り尽くされている（以下「報告」と略す⁵）。同年二月にはウィグモアは日本を離れるから、この「報告」こそ、滞日期間中彼が行った日本法研究の総括ともいふべき記録なのである。本章では、この「報告」に記されるウィグモア自身の言葉によって綴られるストーリーと、種々の書簡資料の読み合わせから明らかになる細かな事実関係の復元像とを対比しつつ、これまでウィグモアによっては語られなかった彼の日本法研究の知られざる一面を描き出すことにしたい。

(二) ウィグモアの日本法認識の端緒とその経過

ウィグモアが関心を抱く日本法とは、彼の来日前後の日本に整いつつあった西洋法に範を採った近代的諸法典ではなく、我が国の固有法（indigenous law）、つまり一般民衆の間に妥当する法規範（law of the people）であった。⁶「人と人との間の公正さ（justice）や、民事の権利や義務といった諸観念」が一国の法や法学の大半を形作る、と考えるウィグモアにおいては、お上の便宜に左右されがちな刑法や制定法（statutes）への関心は高くない。市井の人々が身を置き彼らの目の高さにおいて把握され得る「日本法」の認識のために、ウィグモアはかなり早い時期から方法自覚的な模索を開始した。ウィグモアが日本の法・制度・慣習についての資料収集に着手する姿は、明治三年一月二七日付けのハーバード大学総長・エリオット宛書簡に初めて現れる。⁷

……いろいろな所から日本の法律の歴史（特に地方政治……非常に科学的に興味深い村落社会に関する事実を含む……封建法と商業習慣）に関する重要な原資料をさまざまな源から得ることに成功し、出版する価値のある結果を出した
ものと思っております。

この時にウィグモアによって収集された、右の文中に記される「原資料」と思しき雑多な地方文書が、「ウィグモア文書」の中に見受けられる。ただしそれらの古文書には対象とする地域や内容的観点から見た一貫性を見定められず、また翻訳の作業にも場当たりのな感がぬぐい去れない。成果を急ぎつつも試行錯誤に悩むウィグモアの姿が彷彿と浮かんでくる。

また、後述するシモンズ (Duane B. Simmons 1834-1889) やその業績について、ウィグモアは福沢諭吉と語り合ったことを同年二月七日付けの書簡で記しており、これ以降ウィグモアは、エリオットに宛てた書簡内でシモンズにたびたび言及するようになる。このシモンズは生前、「封建の制度を詮索し、或は地方の故事習慣を問ひ、婦人の生活家族の關係より冠婚葬祭の儀式慣行に至るまで」^⑧ 詳細かつ精力的な調査を重ねていた人物であり、また福沢の深い知己を得ていた。シモンズの死後、彼の残した資料の分類や整理の作業はウィグモアが引き継ぐこととなった。

また、前述の「ウィグモア文書」内の一資料に、彼が日本法(史)講義を受講した際に筆記したノートがある。そこに「記される最も古い日付が同年三月頃と推定されることから、^⑩ どうやらウィグモアがシモンズの存在を知り、シモンズから引き継いだ資料群の整理作業を通して、日本法及びその歴史

について主体的に知り始めるのは、大学の講義が開始してまだ間もない明治三年の初頭であったことが推測される。

こうしたウィグモアの日本法研究が最初に実を結んだのが、明治三年二月一日、日本アジア協会にてウィグモアによって口頭報告された、「旧日本における土地所有と地方制度に関する覚書」と題する長大な論文であった。^⑪ この報告はシモンズとの連名ではあったが、ウィグモアが後に編纂する『アテリアル』(『旧日本における私法研究のための素材』)や、さらに後の大著『徳川日本における法と裁判』に連なる彼の日本法史研究の確かなる出発点をしるす労作であった。

以上のように、ウィグモアの日本法研究とそれに伴う資料収集は、明治三年が明けて程なくして着手されたと見え、同年末には一定の成果を挙げるに足る水準に達したと評価し得える。だが当のウィグモアにおいては、未だ決定的な資料の発見には至らず、その探求に空しく時を費やすばかりであったと回顧している。ウィグモアが探し求めていた資料との邂逅を果たすのは翌二四年を待たなくてはならなかった。

(三) ウィグモアにおける日本法認識の深化

1 ボアソナードからの教示——ウィグモア宛書簡の分析から
ウィグモアが待望していた資料の入手については、当時明治政府の法律顧問として日本に滞在していたフランス人法学

者、ポアソナード (Gustave Emile Boissonade de Fontarabie, 1825-1910) との接触が大きな契機となったと考えられる。

周知のごとく、明治二三(一八八〇)年六月一日から元老院内に司法卿大木喬任を総裁とする民法編纂局が開局されることにより本格化した民法典(以下、旧民法典と呼称する)の編纂において草案起草を担当したポアソナードは、まさに作業の原動力として位置づけられた¹⁴⁾。いわば当時の日本における立法近代化の推進軸であったポアソナードに対し、私立学校の法学教師であったウイグモアは自らの学問的関心に促されて接近を試みたのである。その両者の交流の跡を記す資料が先に挙げた「ウイグモア文書」の中に残されている。すなわちウイグモアが受け取ったポアソナードからの書簡・全一四通がそれである¹⁵⁾。

このウイグモアに宛てられたポアソナードからの書簡であるが、現存するものうち最も古い日付を有するのは、明治二四年一月二二ないし二三日付の書簡である。英文で認められたこの書簡の中でポアソナードは、「日本民法典の起源ないしは歴史 (origin or history of Japanese civil code)」や日本の「固有の民事法 (native civil law)」につき情報を得たいとする質問者に、逆にそうした疑問を抱く理由とその真意を問い質した。これに対しウイグモアは直ちには返答しなかつたと見え、ポアソナードは同年二月四日付の英文書簡の中で改

めてウイグモアに対し回答を促した。おそらくこの書簡を受けてウイグモアはポアソナードに返信したのである。二月七日付のポアソナードからウイグモアに宛てた書簡には、次のような件が見られた。

日本の旧慣習については、私は極めて不完全かつ不確実な観念しか持ち合わせておりません。これは単純な理由によるもので、私が「立法者として」扱ってきた素材は、(中略)、慣習がこれまで沈黙し不確実であった、つまり地方によって極めて多岐多様であったことによるのです。それらの慣習は、その逆に、家族や相続に関してはかなり固定されておりました。しかし、それらは私の関わる事柄ではなかつたのであります。新法典のその部分は、すべて日本人の法律家たちによって作られたのであります。

私は、数年前に印刷された日本の慣例集 (Recueil de coutumes japonaises) の信憑性について問い合わせてみることにしましょう。私もそれを持つてはいるのですが、全く役には立ちませんでした。私が日本の慣習から離れ過ぎたと思われた時には、修正が求められました。しかし、これらの慣習は、私には決して多くの称賛に値するものとは見えなかつたのであります。(一) は筆者による補足説明、(以下同)

この文脈は明らかにウィグモアの提起する問いにポアソナーが応える形となっており、その文意を反転すればウィグモアの知りたかった事柄が透かし見えてこよう。

そこでまず旧民法典であるが、明治二三年三月二十七日に同法典の財産編・財産取得編（前半）・債権担保編・証拠編の各編が公布され、残りの人事編・財産取得編（後半）が同年一〇月六日に公布される。ポアソナーが上掲の書簡の中で明言することは、彼が関わった作業は、前者のいわゆる「財産法」に関する部分であり、後者のいわゆる（それぞれ親族、相続に相当する）「家族法」に関する部分は、すべて日本人編纂者が担当したという事実である¹⁵。

周知のとおり、旧民法典が公布される前年の五月に出された「法典編纂ニ関スル法学士会ノ意見書」を皮切りに、日本の国情や民情に疎いとされる外国人立法者や、彼らを擁して法典編纂を性急に進めようとする政府への批判が急速に高まり、ウィグモアが来日した当時の我が国は、政界・官界・法界を巻き込む形でのいわゆる「法典論争」が繰り広げられていた。（民）法典の施行を阻止し延期を求める側からは、件の法典が日本の旧慣習を一顧だにしない外国人による外国法の一方的な参照に終始したことが声高に強調され、ある意味、明治初年から立法作業に携わっていたポアソナーはそ

の攻撃の恰好の標的となっていたといっても過言ではない。いわば時の人であった政府法律顧問ポアソナーに対し、青年法律家ウィグモアは、直截に慣習法の参照の事実を問いただしたのである。

ポアソナーからの回答は意外なほどシンプルであった。自ら起草した旧民法典の「財産法」部分は慣習法を参照しておらず、また参照の価値ある慣習も存在しないことが断言され、かつそれらへの不信の念すら露わにされたのである。

尤もここで注目すべきは、二月七日付でポアソナーから回答された内容に、慣習法の参酌の事実に留まらず、ポアソナー自らも所持していたという「慣例集」の存在に言及していた点である。前述したように、一月二二日ないし二三日のポアソナー書簡に窺えるウィグモアからの当初の質問事項には「固有の民事法」についての情報が含まれていた。だがこれに対するポアソナーからの返答として、自ら「慣例集」を所持している事実に言及する必然性が直ちには読み解けまい。おそらくこの「論理の飛躍」の背景には、先に述べたように、二月四日付のポアソナー書簡に対するウィグモアからの返事の中に、自らが探索する法素材の存在（の可能性）とその所在についての何らかの問い合わせが含まれていたと考えることが最も合理的ではなからうか。ウィグモアは、司法省をベースに長年立法作業に携わってきたポアソナー

ドに対し、その立場においてこそ入手可能な情報の提供を依頼したとは考えられないだろうか。ウィグモアが当時探し求めていた「資料」は、ボアソナードを介して知らされた公算は高い。そしてボアソナードは、二月一八日付の書簡でウィグモアに対し次のように述べたのである。

私は司法省にて、日本の旧慣習の出版物 (Munji K.A.) についての情報を得てまいりました。この本は翻訳されておりません。また所有権 (不動産) については、歴代の將軍の治世下で慣習や裁判例が纂集されたものも存在します。民法典を準備する作業において、これらの資料を可能な限り考慮しましたが、それらはこのうえなく不完全で、しばしば不明瞭かつ地域により極めて雑多なものであります。私には、起草した草案に対し修正を迫る理由付けとなり得る論点についての知識が、しばしば与えられてきました。しかし司法省においてすら、今日では不十分かあるいは適用不可能なこうした過去の話には、それほど乗り気ではなかったのです。

こうした歴史的な疑問については、司法次官の個人秘書を勤める出浦氏に会うとよいでしょう。彼は英語をとてもし上手に話します。もし彼の説明であなたが十分に満足しなかったとしても、彼はまた別の役人をあなたに紹介するこ

とでしよう。⁽¹⁸⁾

ここに初めてボアソナードによって二種の資料の存在が明らかにされた。一つは「日本の旧慣習の出版物 (Munji K.A.)」、すなわち『民事慣例類集』(本文後述)であり、もう一つは「歴代の將軍の治世下で慣習や裁判例」を纂集したという『徳川時代民事慣例集 (徳川裁判例)』(このボアソナードの手紙の文脈の上からは、あるいは『徳川時代地方裁判例』も含めていたのかもしれない)⁽¹⁹⁾である。そしてボアソナードはこれらの資料へのアクセスの便宜を供与してくれる人物として、明治二三年から司法省総務局書記官であった出浦力雄の名前を挙げている。⁽²⁰⁾

ただし、ここでも気になる点はある。それは『民事慣例類集』が両者にとつて既知の情報の如くに扱われ、また翻訳 (外国語訳) は存在しないとあるという事実と言及が為されていることである。この前提には、ウィグモアの側からボアソナードに対し、同資料名の提示や、その翻訳の有無の確認を求めた問い合わせが、少なくともこの二月一八日付書簡以前にあったと考えた方が自然である。先のボアソナードからの教示はウィグモアの研究の深化にどのような影響力を及ぼしたと考えられるか。

2 ウィグモアによる司法省保管資料の探索

ボアソナードへの接近を試み、貴重な情報を得たウィグモアではあったが、彼自身この間の経緯については、次のような婉曲な表現でぼやかしている。

お望みの資料が含まれているのではないかと、とうとう小さな黒い表装の五〇〇頁からなる印刷本が私に与えられた (At last was given me a small black printed book of some 500 pages, as probably containing the desired material.)²¹⁾

この発言の限りだと、漸くウィグモアは待ち望んだ資料を手にしたことは窺えるが、それがいつ頃の事で誰から与えられたのかについては語っていない。では「黒の表装本」とは一体どのような資料か。ウィグモアは続けて述べる。

それ〔その資料〕は『民事慣例類集 (Minji Kanrei Ruishu)』なる表題を有し、それを要約して『マテリアル』²²⁾の第Ⅱ巻、第Ⅴ巻、第Ⅷ巻の原本とした。²³⁾

この引用文に続きウィグモアが説明するところでは、この時彼の手に渡ったという『民事慣例類集』とは司法省から明治一〇年五月に刊行された版であったという。しかし彼は、

同九年の四、五月頃から調査が開始され収集された各地の民事慣例の素材がこれにとどまらないことを知り、司法省を訪ね原資料（オリジナル）を閲覧する許可を得た、と言うのであった。その結果、ウィグモアは「約千頁の写本」に行き着くのだが（一・二）にて再論する）、彼はこれを明治一〇年版の原本と考えていたらしい。だが、それは先学の考証によると、『民事慣例類集』を全面補訂した明治一三年版『全国民事慣例類集』の草稿であったと推測されている²⁴⁾。従って、上述の『マテリアル』の各巻を構成した民事慣例の典拠となった資料とは、刊行された明治一〇年版の『民事慣例類集』と草稿（写本）段階の『全国民事慣例類集』（明治一三年版）であったことが分かる。つまり、『徳川日本における法と裁判』の前身としての『マテリアル』を構成する重要資料へのアクセスがこの時果たされた事実は、明治二四年当時のウィグモアにとってその後の自らの日本法研究の展望を期し得る決定的な意義を持つはずのものであったに違いない。

ところで、上述したように、明治政府によって蒐集・編纂・刊行されたこの『民事慣例類集』の存在の事実は、ボアソナードからの情報提供の内に含まれていた。ただし、そのことがウィグモアにおいて『民事慣例類集』を知る唯一の機会であったのかは別問題であろう。この点に関しウィグモアは、ボアソナードについて一言も言及していない。

むろん、ポアソナードの書簡は一連の経過の一面しか物語ってはいない。本来、一月二二日ないしは二三日付、二月四日付、同七日付、同一八日付の四通のポアソナード書簡は、それぞれウイグモアから届いた（あるいは届かなかった）書簡を間に挟んで、いわば弁証法的な「対話」を形成していたはずである。この意味で、ポアソナードが「慣例集」に初めて言及する七日付書簡の前に、および『民事慣例類集』(Minijuris)なる固有名辞が現れる一八日付書簡の前に、それぞれウイグモアから発信された（はずの）書簡がなよりの鍵となる。特に後者には、ポアソナードが書簡の冒頭からいきなり『民事慣例類集』に言及する、そのきつかけとなるならかの具体的な記述が含まれていたとも考えられるが、ウイグモア側からの書簡が現存しない以上、もはや憶測の域を出ない。ウイグモアは次のようにも語っている。

〔司法省での〕検索の過程で、いくつかの大判の手書きの書物が運び出され、それらは先に述べた印刷本『民事慣例類集』に類似した『徳川時代民事慣例類集』なる題名を外表紙 (outer cover) に持つ⁽²⁵⁾。

この一文はウイグモアが司法省における原資料の閲覧に臨む姿を伝えている。ポアソナード書簡の存在を知る我々は、

ここに先に「歴代の將軍の治世下で慣習や裁判例が纂集されたものも存在」するとの情報を与えた老フランス人法律家の言葉通りに事態が進んでいることを確認し得るのだが、ここでも何故かウイグモアはポアソナードについては一言も触れることをしない。すなわち、ウイグモアが語るところのみに耳を傾けるのであれば、彼はまず何者かに『民事慣例類集』を与えられ（あるいはその存在を知らされ）、その原本の閲覧のために司法省に赴いたが、資料検索の過程で『徳川時代民事慣例類集』なる別の資料と遭遇し（『商事慣例類集』も同時に検索されたのであろう。後出の【資料1】を参照せよ）、これらが後に『マテリアル』を構成する素材になった、という経過として再構成されよう⁽²⁶⁾。

ウイグモアは「報告」の中で、旧時代の法慣習や裁判例に関心を寄せることが当時はいかに例外的なことであり、高名な日本の学者たちの誰一人としてその種の資料の存在と所在とを確言できなかつたという事実を殊更に強調した。周囲の無関心の中でなかなか好ましい研究素材に行き会わない焦慮がウイグモアによって切々と物語られる件は、聴き手⁽²⁷⁾読み手にとつてもかなり情緒的に引き込まれるものがある。あくまでもウイグモアを中心としたストーリー仕立てにするのであれば、理由は定かではないが、あるいはポアソナードによる「手引き」の事実が余計なこととして排除されることもあ

り得たのかもしれない。

ただし、ウィグモアの「報告」とポアソナード書簡の挙げる対応する事実間に種々の食い違いを指摘できる一方で、ウィグモアが司法省を訪ね、如上の原資料の閲覧が許された経緯には、出浦力雄等司法省の官員たちの仲介が存したことはウィグモア自身も触れている²²⁾。ここに、二月一八日付書簡におけるポアソナードの指示通りにウィグモアは原資料にたどり着いたことが理解される。ポアソナードはウィグモアの日本法研究の重要な道標であったことは間違いない。

二 『民事慣例類集』と

『徳川民事慣例類集(徳川裁判事例)』の 英訳作業の着手

(一) 概要

ウィグモアがたどり着いた二種の資料、すなわち『民事慣例類集』と『徳川民事慣例集(徳川裁判例)』は、彼の『マテリアル』及び『徳川日本における法と裁判』の内容を構成する大きな二つの柱であった。先にも引用してきた「報告」において、ウィグモアはそれらの英訳作業の過程についても詳述している。翻訳の作業態勢やその実際については別稿に

てその全容を示したいと考えるが、本稿では特に牛場徹郎からウィグモアに宛てた幾多の書簡資料の内から特に重要と思われる二点につき、次に紹介することにした。

(二) 明治二四年二月二〇日付ウィグモア宛 牛場徹郎書簡とその分析

本稿で紹介するウィグモア宛の書簡のもう一人の送り主は、牛場徹郎である。牛場は明治四年六月九日に牛場卓藏長男として出生、同一五年一月一日に慶應義塾幼稚舎に入学、同二〇年一二月に慶應義塾正科を卒業した²³⁾。彼は、極めて優秀な成績を修め目覚ましい早さで進級した。「学課中にて特に英語を能くし、洋人教授の会話の際などは、氏の独舞台にして年長者をして常に顔色なからしめ²⁴⁾」、「卒業の後米国に渡航して紐育(ニューヨーク)に留まること数年、徐ろに商業の実務を研究して、得る所少からず²⁵⁾」との評判には、極めて英語に堪能な青年実業家としての牛場の当時の横顔が描き出される²⁶⁾。

実際ウィグモアも、牛場についてはこのほか高い評価を与え、その翻訳の仕事について次のような賞賛の辞を述べている(後掲の【資料2】「日本アジア協会と牛場徹郎間で締結された民事慣例類集等の翻訳についての契約」試訳文の条項3を参照のこと)。

牛場氏の仕事は特筆に値する。主題に対する熱心な関心、細部への行き届いた注意、卓越した語彙、そしてそれらの記録の時代背景に関する豊かな知識——こうした資質が彼の仕事を抜きん出たものとしている。翻訳作業は、本来、彼一人に任せるつもりであったが、非常に残念なことではあるけれども、彼の時間がそれを許さなかった。『マテリアル』の第Ⅱ、Ⅲ（第一部）、Ⅴの各巻の大部分は、牛場氏によって訳出されたものである。

上の引用文には牛場が翻訳を担当した『マテリアル』の各巻がウイグモアによって明示されるが、それは明治二五年中に合計四巻（四冊）刊行された同書のうち、実に三巻分が牛場の翻訳によって成ったことを意味している。ウイグモアはさらに、『徳川日本における法と裁判』にそれらの素材を集大成するが、彼が編者として書いた凡例の中にも、「約千頁からなる写本一巻が、第Ⅱ巻と第Ⅴ巻の翻訳のために牛場氏によって用いられた」と忘れずにその名を記している。ウイグモアの翻訳計画は多くの協力者を動員して初めて可能となる大事業であったが、牛場徹郎こそウイグモアが篤い信頼を寄せた人物であったことは記憶されてよからう。

ここに紹介するのは、牛場がウイグモアに宛てた明治二四

(一八九一)年二月二〇日付書簡である。この資料は、現在「ウイグモア文書」内に整理され (Box182 Folder 5 Correspondence Concerning Translation, 1891-1892) / 丁寧なペン書きの英文で認められ、保存の状態は良好である。ここに試訳を付してその全文を復刻する。なお書簡内事実についての註釈は試訳文の脚注として掲出した。

【資料一】

(英文)

Atagoshita,
Feb. 20th

John H. Wignore, Esquire

Dear Sir,

I have now got the books from the Shinjo-sho. All our friends have arrived safely. Shall I keep all the volumes with me in the Kura, or shall I send you one which you want to have translated first —— I mean the part of the Mimji which treats of Contracts?

The volumes which treats of the customs and various edicts under Tokugawa, relating to Family and Dosan and Fudosan. I told you to be entitled "Tokugawa—Satban jirei" because so the

のところ、書籍が届くと、それらの扉には「徳川民事慣例類集」という言葉が書かれ、「徳川裁判事例」とは見えないのです。

それ故に私は役人たちが正しいものを送ったのかどうか、そして内容を確認したのかどうか疑わしく思った次第であります。彼らは誤ってはいなかったということに気が付いたのであります。(法律的な慣用語を用いることをお許し下さい) 単一にして同一の書籍が二つの異なる名称を持つことは極めて不思議というほどのことでもないではありませんか? おそらくは、これら二つの名称のうち一つが誤りであって、私たちはむしろ後者の名称が正しいと考えるべきであると思います。しかし、いづれにしても、実質に見合う名称は単一にして同一だということがすべてではないでしょうか。書籍は、すべて新しく装丁され直されており、以下に示すとおり、全部で一六冊あります。

民事慣例類集 ^{☆4}	五冊
商事慣例類集 ^{☆4}	一冊
徳川時代 ^{☆5} 民事慣例類集	二冊
第一部 人事	四冊
第二部 動産	四冊
第三部 不動産	四冊
合計一六冊	

*時代とは、in (of) the times の意味であります。

私たちは重要な人物を失いました。三条実美公であります。

敬具

T・牛場

☆1 『慶應義塾々員・同寄付金者姓名録』(明治二三年五月刊行)、一二頁では、牛場の住所地は、東京芝区愛宕下町四丁目東一番地とある。

☆2 書簡に後述される『民事慣例類集』を指すものだと考えられる。

☆3 instrument と原文にはあるが、「送付文書」のことなのか、あるいは「資料原簿」ないしはそれに類する「目録」などを指すのであろうか。なお本文註40も参照のこと。

☆4 明治一六年から翌年にかけて出版された、太政官参事院商法編纂局編纂にかかるもの。第一編、第二編(上・下巻)、第三編(上・下巻)の合計五冊から成る。同資料については、さしあたって山田前掲「ウィグモアと旧司法省編纂近世法制史料」、七八頁。

☆5 内大臣三条実美が同月一八日に死去したことを指している(宮内省図書寮編纂『三条実美公年譜』(復刻版))

宗高書房、一九六九年、八一六―八一七頁）。牛場書簡の日付と同じ二〇日に国葬が執り行われた。

ウィグモアとの関連で上掲の牛場書簡はどのように読まれるべきか。以下に列挙する。

①書簡日付である二月二〇日には、翻訳者牛場の手に原資料が渡っているという事実——上掲した同月一八日付ボアソナード書簡から僅か二日後のことである。従って、ウィグモアは先のボアソナード書簡を受け取ってから即日のうち、ないしは一九日に司法省に赴き資料と対面したことになる（あるいは二〇日当日だったのかもしれない）。

②原資料は司法省から直接に牛場の許に届けられており、彼はウィグモアにその報告をしている事実——資料の入手はウィグモアを経由せず牛場を直接の名宛人としていることは、ウィグモアには牛場を当初からそれら資料の翻訳を任せる心積もりがあったことが感得される。

③『民事慣例類集』の契約に関する部分を予めウィグモアに渡すか否か意向を質している事実——牛場の英文から解釈する限り、「契約」の部分が分離可能な資料状態であるとすればそれは刊本とは考えにくい。おそらく前述したウィグモアが司法省で確認したという明治一三年刊の『全国民事慣例類集』の草稿一式であったと考えられる。このことはウィグ

モアの次の言葉が裏付ける。

『民事慣例類集』は三つの形態において存在するらしい。一つ目は、司法省によって任命された調査員がもたらした報告書の膨大なかたまり、二つ目は、それらの報告書を関連項目毎に整理し (connected arrangement)、書き改め、選り分けて一巻とした、約千頁からなる手書きの書物、三つ目は、既にそれについては述べたが、印刷された要約 (abridgment) である。私は最初のものを見ることは出来なかつた。従って、二つ目と三つ目を今回の版には用いた。⁽⁸⁾

すなわち、二月二〇日の時点で牛場に届いた『民事慣例類集』とは、引用文中の「二つ目」で挙げられる形態のものであったと十分に推測が可能である。なお、「三つ目」の「印刷された要約」とは明治一〇年版の『民事慣例類集』を指すものだが（一・三）・二参照）、この書簡の記すところにより、同刊本については、ウィグモアは牛場を介さず、つまり司法省から借り受ける以前に入手していた可能性があることが示唆されよう。

なお牛場は、ウィグモアが当初より翻訳したがった（させたがった）という「契約」の部分を予め手渡そうと申し出ているが、この事実は、牛場自身がそれらの翻訳を任せられる

ことについて、少なくともこの段階では未だ知らなかったことを推知させよう。

④「徳川裁判事例」と称すべき資料の表紙に「徳川民事慣例類集」という題名が付けられているという事実——「徳川時代の慣習や様々な触書など」を収めた資料について、それらが本来「徳川裁判事例」なる題字が与えられるべきことを、牛場は司法省の役人と共に確認している。しかもこの事実を「貴殿（ウイグモア）に申し上げました」と述べる。この点に關し、上述の一・(三)・2で引用した司法省にてウイグモアが『徳川時代民事慣例類集』を閲覧した後、彼は続けて次のように「報告」している。

しかしこの表題には惑わされる。というのも、とびらには「徳川裁判例」という文字が現れ、内容も先例（制定法、判決、覚書など）のコレクション以外の何物でもないからだが、それらはおよそ一〇冊からなり、私法の全領域をカバーしている。これが本コレクションの第Ⅲ、Ⅳ、Ⅶの各巻を構成する素材である。³⁹⁾

題字と内容の不一致は、ウイグモアの司法省来訪時に既に認識されていた、とすれば、牛場は通訳としてウイグモアと共に司法省を訪れ一緒に「原資料」の確認を行ったと考えら

れる。ただし、彼らが司法省で確認した資料と牛場の手許に送付された資料が同一のものであるのかは分明ではない。なぜなら司法省でウイグモア（と牛場）が確認したのは、外表紙に「徳川時代民事慣例類集」とあり、扉に「徳川裁判例」とある資料であったが、牛場に届いたものは、「新しい装丁」が施され、扉に「徳川時代民事慣例類集」と題字される資料であったからである。前者を司法省にて、牛場が内容に即した方の題名を与えるべく「徳川裁判事例」とすべきであると述べたことには一理あり、ウイグモアも司法省の官員も同意見であった。だが牛場が入手した資料は、扉に「徳川時代民事慣例類集」とだけ記され、内容的観点からよりふさわしい表題とされる「徳川裁判（事）例」なる文言が見あたらないものであった。「新しい装丁」の下、同一の資料は、扉を変えられ外表紙に題字が記されぬままに牛場の許に届いたのかもしれない。あるいは「新しい装丁」とは牛場の検討違いで、内容は同じでも司法省で見たものとは異なる写本が送られてきた可能性もある。しかしいずれにしても「徳川裁判（事）例」を正しい表題とすべきであることについては、ウイグモアも牛場も一致していた。⁴⁰⁾

なお書簡に現れる「司法省の役人」とは出浦か文書管理の係官であったことになるが、原資料を貸し出し牛場に送付する事務はむしろ後者の職掌に属するものであった。⁴¹⁾

(三) 日本アジア協会と牛場との翻訳契約書

次に紹介するのは、日本アジア協会と牛場との間で交わられた翻訳契約書である。これも先に掲げた書簡資料の中に収められている。大判の用紙に牛場の書体でペン書られる。

最下欄には、牛場と日本アジア協会の代理としてウィグモア自筆の署名が見える。また文書最下欄の契約期日を示すと思しき年月日はウィグモアの書跡である。

【資料2】
(英文)

Contract between Asiatic Society and Ushiba Tetsuo for translation of Minji Kwanrei Ruisshu, etc.etc.

1 The Asiatic Society of Japan agrees to place the translation of the books, 1) Minji Kwanrei Ruisshu, 2) Tokugawa Saibanrei in 3 parts: Dosan, Fudosan and Jinji, and 3) Shoji Kwanrei Ruisshu, 15 volumes in all, in the hands of Mr. Ushiba Tetsuo, reserving the right to place in other hands that which Mr. Ushiba can not

undertake; and to pay for the above volumes the sum of two hundred and fifty (250) yen; as follows: 50, on completion of No 1), 55, on compl.of No 2), pt.1, 55, on compl.of No 2), pt.2, 30, on

compl.of No 2), pt.3, and 60, on compl.of No.3).

2 Mr. Ushiba Tetsuo agrees to translate the above books for the Asiatic Society and to finish the work as soon as possible.

3 The Asiatic Society also agrees that Mr. Ushiba Tetsuo's name shall appear, as translator, in proper places, in the books translated by him for the Society, when they shall be published.

4 If the Asiatic Society, in exercise of the power given them by Art.1, choose to put any portion of the translation in the hands of any other person than Mr. Ushiba Tetsuo, they shall give a reasonable notice to Mr. Ushiba beforehand announce thereby the portion they intend so to withdraw, and if they neglect to give such notice, and Mr. Ushiba shall, in ignorance of the appointment of any other translator, translate the portion entrusted to such other translator, or any part thereof Mr. Ushiba shall receive the stipulated reward for such translation.

—— Ushiba Tetsuo
—— John Henry Wigmore, for the Asiatic Society

(試訳)

日本アジア協会と牛場徹郎間で締結された民事慣例類集等の翻訳についての契約

1 日本アジア協会^{★1}は、(1)民事慣例類集、(2)徳川裁判例(動産、不動産及び人事の三篇)、及び(3)商事慣例類集、以上合計一五冊からなる書籍の翻訳を、牛場徹郎氏に委ねることに合意した。なお、牛場氏が引き受けることのできない翻訳について他の者に委ねる権利は、「協会に」留保される。また、「協会は」上記の書籍の翻訳料として二五〇円を支払うことに合意した。「その内訳は」以下の通り。(1)の完成に対して五〇円、(2)の第一篇の完成に対して五五円、(2)の第二篇の完成に対して五五円、(2)の第三篇の完成に対して三〇円、そして(3)の完成に対して六〇円〔がそれぞれ支払われる〕。

2 牛場徹郎氏は、協会のために上記書籍を翻訳し、かつ可及的速やかにその作業を終えることに合意した。

3 また協会は、牛場徹郎氏により協会のために翻訳された書籍が出版されるに際し、翻訳者としての同氏の名前が、そ

これらの書籍内の適当な箇所において示されるべきことに合意する。

4 もし協会が、条項1によって与えられた権限を行使し、ある部分の翻訳を牛場氏以外の誰かに委ねることを決定する際には、事前に牛場氏に対して適切な通知をし、「翻訳の」取り消しが企図される部分についての告知が為されなくてはならない。そして、もし協会がそのような通知を行わず、かつ牛場氏が、他の翻訳者が任命されたことを知らずに、他の翻訳者に委ねられた部分やその他の箇所を翻訳した時には、牛場氏は、それらの翻訳に対して当初定められた謝礼を受け取るものとする。

牛場徹郎(サイン)

日本アジア協会代理

ジョン・ヘンリー・ウイグモア(サイン)

一八九一年九月八日

★1 以下、訳出においては協会と略す。

★2 先の【資料1】では合計一六冊の資料が牛場の手許にあるはずだが、ここでは一冊分少ない。その後の翻訳

の体制作りの中で分担が定まったものと考えられる。

契約の一方当事者としての日本アジア協会とは、明治五（一八七二）年七月に横浜で設立された在日英米人系の日本研究学会で、その目指すところはロンドンのロイヤル・アジア協会にそった学術活動を行うところにあった。⁴⁵ ウィグモアは、慶應義塾の大学部創設のために招かれたドロップパーズやリスカムと共に、同二年二月六日の会合で入会が認められた。⁴⁶ これ以降、ウィグモアは自らの日本法研究の発表の主たる場をこの協会に定め、上述の通りその機関誌『日本アジア協会紀要』誌上に精力的にその成果を掲載してゆく。同協会にてウィグモアの『民事慣例類集』や『徳川時代民事慣例類集（徳川裁判例）』の翻訳刊行事業を資金的に支えてゆくことが確認されたのは、同二年六月二三日に開催された年次総会（Annual General Meeting）席上であった。協会会長のチェンバレンが報告書を読み上げる。

会計係による報告は資金的観点から協会が満足ゆく状態にあることを示している。このことから合計三〇〇ドルを別立てにし、（中略）J・H・ウィグモア教授が徳川將軍治世下の民商事慣例や裁判例に関する翻訳と教巻に及ぶ刊行の計画の実現を容易にする為に、用いることが可能となつ

た。⁴⁵

むしろこの決定に先立ち、ウィグモアから協会に対しては出版などについての「申請」が為されていたに違いない。明治二年三月二十九日付のエリオット宛の書簡の次の一文がそのことを示している。

私は、相当に価値がありながら全く無視され、ほとんど知られていない日本の慣習法の要約（a compendium of Japanese customary law）を発見しましたので、これを出版するよう協会を説得したいと思えます。⁴⁷

文中の「日本の慣習法の要約」とはすでにこの段階では明治一〇年版刊本の『民事慣例類集』のみを指すのではなく、二・（二）・③で考証したように、牛場の所に届いている明治一三年版『全国民事慣例類集』の草稿を含めた総称として捉えることが自然であろう。ウィグモアがそれらの資料の英訳を出版する決意は、この時にすでに固まっていたのである。

日本アジア協会の決定により、ウィグモアの日本法研究・翻訳作業は資金的な裏付けを得てさらに推進力が増したに違いない。この牛場の翻訳契約書がウィグモアの代理署名名であるとはいえ協会を一方当事者と定めている点は、この翻訳事

業が協会公認の学術活動として認知されたことを意味している。
尤も、牛場を初めとした他の翻訳協力者との間にも同様の契約書が取り交わされたのかは分からない。契約書の文言を見る限り、この段階では、ウイグモアは牛場一人を翻訳者と定め、対象となる資料群のほとんど全て（一六冊中一五冊）を牛場に委ねているからである。とはいえ、可及的速やかな翻訳を要請された牛場がどこまでその期待に応じられたのか、との考証や評価は別稿で行うことにしたい。

徳川時代の裁判例や明治一〇年前後に採取された民事慣例を英訳する挙に出たウイグモアであったが、その成果のすべてを三年に亘る滞日期間中に世に著すことは出来なかった。帰国を約一月後に控えた同二五年一月九日付のエリオット宛の書簡でウイグモアは次のように述べた。

失礼ながら、『旧日本における私法研究のための素材』三冊をお送り申します。この最後の巻は、今出版されたばかりでございます。「はしがき (Introduction)」(第一巻)は、まだ出ておりませんが、次の便には、間に合うつもりです。この本の仕事は、四月に始め、ずっと続けておりましたが、完成はせず、一部は持ち帰って、帰国後に書き上げる予定でございます。⁽⁴⁸⁾

文中に見える「四月に始め」た仕事とは、刊行に向けての具体的な編集作業をさすのであって、これに先立つ、または同時併行で進められていた翻訳の作業は、『資料2』の契約書が交わされるかなり以前から、おそらく牛場に資料が届いた段階から直ちに着手されたと見てよからう。ウイグモアが「報告」内で挙げる翻訳作業に従事した者たちは牛場以外に四名いる。「ウイグモア文書」に収蔵される書簡資料は、牛場を含めたこの翻訳グループが、いかなる資料を対象と定め、いかなる方法で歴史資料の英語訳を進めていったのかを生々しく伝えている。次稿以降で詳細にその過程を復元してゆくことにしよう。

結

ウイグモアによってアメリカに持ち帰られた「仕事」は、ウイグモアの死後四三年を経た昭和六一（一九八六）年に『徳川日本における法と裁判』全一〇巻（全二〇冊・東京大学出版会版）に集大成される。ウイグモアが初来日を果たした一八八九年からほぼ百年の時間を隔てて彼の日本法研究の全貌が世に現れたわけである。だがこの膨大な資料全集の体系的骨格は『マテリアル』の刊行時にすでに与えられていた。⁽⁴⁹⁾

このことはウィグモアの日本法研究が、いかに徳川期と明治期の法素材——判決例と慣習——との邂逅によって方向付けられたのかを物語っている。

日本法の歴史と現実を知ろうとするウィグモアの目となり耳となった牛場たち翻訳者もまた、めまぐるしく変化する日本法制の現在と過去の狭間にあつて翻弄され、テキストの読み解きに苦勞した。欧文で起草された草案を日本語訳して制定される国家法とは異なる次元に棲息する法現実の把握——旧日本の裁判例と慣習（尤もこの慣習は明治二〇年代日本の民間における「現行法」であつたわけだが）に着眼し、しかもそれらを英語訳する仕事は、西洋法にアイデンティファイケーションを求めようとしていた当時の日本人にとっては、まさに先例なき「逆説」の仕事であつた。ここにこそウィグモアにおける日本法研究の斬新さを論ずる所以がある。

註

- (1) 拙稿「ウィグモアの法律学校——明治中期一アメリカ人法律家の試み」『法学研究』第六九卷第一号、一九九六年、一七五—一三八頁、及び同論文に所掲の各文献を参照のこと。

- (2) この「ウィグモア文書」には、一九九六年に完成した詳細な内容目録（「John Henry Wigmore Papers 1868

」1996）が存在する（その概要については、拙稿「ノースウエスタン大学史資料室所蔵 ジョン・ヘンリー・ウィグモア文書」『東京大学史料室ニュース』第二五号、二〇〇〇年、二—四頁を参照のこと）。筆者は、かつてノースウエスタン大学史資料室における調査の際、一九九二（平成三）年当時の未だ整理途中であつた同文書の目録を入手し、それに基づき調査結果としての同文書の紹介を、拙稿「ジョン・ヘンリー・ウィグモアの残した二つの契約書——日本関連文書の構造とその研究——」『近代日本研究』第一三卷、一九九六年として発表した。この九二年当時の目録は調査途中の暫定的なものではあつたが、分類・整理が終了した九六年時の目録と比較するならば、文書体系全体の構造に大きな変化はなく、特に上述した「日本関連文書」とされる一群に編成される資料については、最終的な配架番号等に異動はあるものの、その内容や編綴の仕方等には全く変化は見られない。ウィグモア文書において「日本関連文書」は早くからその分類が整っていたとされる所以である（前掲拙稿「ジョン・ヘンリー・ウィグモアの残した二つの契約書」、二八頁）。

- (3) 同書には、昭和一六（一九四一）年から刊行が始ま

る国際文化振興会の出版によるものと(尤も昭和一八年ウイグモアの他界により二巻(二冊)が刊行されて途絶)、同じく国際文化振興会が刊行主体でありながら、昭和四二(一九六七)年から刊行が始まる東京大学出版会版とがある。後者が今日普及しておりかつ網羅的なシリーズであるので、一般的には便宜上東京大学出版会版のものを出典とすることが多い。しかし、ウイグモアの初回滞日時に計画された当該翻訳事業の一部は、既に明治二五(一八九二)年中に日本で刊行されていた。それは、日本アジア協会(The Asiatic Society of Japan)の機関誌『日本アジア協会紀要』(Transactions of The Asiatic Society of Japan)以下、

“Transactions”と略)の第二〇巻の別巻(vol.20: Supplement)として出版された『旧日本における私法研究のための素材 (Materials for the Study of Private Law in Old Japan)』と題する資料であった。次註も参照のこと。

(4) 以下その発刊年月と内容を記しておく。なお、後註49も参照のこと。

・一八九二年 六月刊

Part II Contract: Civil Customs: 契約・民事慣習

・同 年 七月刊

Part V Property: Civil Customs: 財産・民事慣習
・同 年一〇月刊

Part III (Section I: Money Loans)

Contract: Legal Precedents: 契約・判決例

(第一部: 金銭貸借)

・同 年二二月刊

Part I Introduction: インTRODクシヨ

(5) Wigmore, J. Henry, Report by the editor to the council of The Asiatic Society of Japan (Tokyo, November, 1892), in: “Transactions”, vol.20: supplement, *Materials for the Study of Private Law in Old Japan*: Part I, December 1892, pp.1-23. このウイグモアによる報告は(以下、Report by the editor と略)後に“Law and Justice in Tokugawa Japan”, Part I, University of Tokyo Press, 1969, pp.145-155に一部内容が変更されて収載されるが、引用に際しては本稿では出来得る限りオリジナルに近いものとして前者を主とし、後者は括弧付きで示すことにしたい。

右「報告」に基づき、ウイグモアが当時発見し英訳の対象とした法素材を考証したのが、山田好司氏による「ウイグモアと旧司法省編纂近世法制史料」である(『法の支配』第五六号、一九八三年、六五―一八三頁)。

- 山田氏は、執筆時は「法務省司法法制調査部調査統計課」勤務である（同論文、八一頁）。この山田氏の論文により、ウィグモアが日本アジア協会紀要の増刊号として一九八二年の六月から四卷（四冊）に亘って刊行した『旧日本における私法研究のための素材』（前註4を参照のこと）の基となった旧司法省保管（現法務図書館所蔵）の原典資料が、目録の上にはほぼ特定されるに至った。
- (6) *ibid.*, pp.1-5, (pp.145-147)
- (7) 清岡映一編集・翻訳／中山一義監修『慶應義塾 大法学部の誕生』慶應義塾、一九八三年、五〇頁、拙稿「シモンズ・ウィグモア・福沢―旧時代の法制度を見る視点」『三田評論』一〇七九号、二〇〇五年五月、四一頁。
- (8) シモンズについては、荒井保男『ドクトル・シモンズ』有隣堂、二〇〇四年を参照のこと。また、前掲拙稿「シモンズ・ウィグモア・福沢」、三八―四三頁、拙稿「福沢諭吉とジョン・ヘンリー・ウィグモア」安西敏三・岩谷十郎・森征二編著『福沢諭吉の法思想』慶應義塾大学出版会、二〇〇二年、一四四―一四七頁。
- (9) 福沢諭吉「ドクトル・セメンズを弔す」（明治二二年三月一日付・時事新報社説）、前掲拙稿「シモンズ・ウィグモア・福沢」、三九頁。シモンズは、明治二二年二月に死去しているから、同年一〇月に来日したウィグモアとは直接に知り合う機会はなかった。
- (10) 拙稿「ジョン・ヘンリー・ウィグモアの残した二つの契約書―『日本関連文書』の構造とその研究」『近代日本研究』第一三卷、一九九六年、三四―三五頁。
- (11) Notes and Land Tenure and Local Institutions in Old Japan (original paper written by Dr.D.B.Simmons, noted and read, on the 10th Dec.1890 by Wigmore), in: "Transactions", vol.19, 1891, pp.37-240
- (12) Report by the editor, p.6 (p.148)
- (13) 大久保泰甫『ボワソナード』岩波新書、一九七七年、西堀昭『増訂版 日仏文化交流史の研究』駿河台出版社、一九八八年、二七―八〇頁。
- (14) ボアソナードを中軸とした旧民法典の編纂過程の克明な実証は、大久保泰甫・高橋良彰『ボワソナード民法典の編纂』雄松堂、一九九九年を参照のこと。
- (15) 拙稿「ウィグモア宛ボアソナード書簡―四通の解題的研究―民法典論争と二人の外国人法律家」『法学研究』第七三卷第一号、二〇〇〇年、一五四―二〇四頁を参照のこと。以下、本文内引用にあたっては拙稿にて掲出した拙訳による。

(16) 本書簡は、前註拙稿において【書簡1】として整理されるものであり、本来日付を欠いていた。しかし本文中でも紹介する二月四日付書簡（【書簡2】）において、ポアンナードが先便の書簡日付を一月二日か二三日としていることから、これを以て【書簡1】の日付とした。

(17) 明治一九年三月三十一日の日付を持つ、民法編纂総裁大木から内閣総理大臣伊藤博文に宛てた「副申書」には編纂の過程が詳しく報告されており、家族法の部分については、「民情風俗ノ参考ニ用ヒヘキ者ヲ蒐集し」本文ノ立案」などは日本人編纂委員が分担するが、草案が成稿した段階でポアンナードと協議する予定であったが、ポアンナードが自らの担当部分である「財産法」の諸編の作成に専心し「余暇ナキニ因リ同氏ト協定スルノ機会ヲ得ス」という結果になった。いわば、民法典はポアンナードによる起草部分と日本人編纂委員による起草部分が併存し、少なくとも後者については「外国人による旧慣を無視した立法」との非難は当たらないことが分かる。前掲大久保・高橋『ポワンナード民法典の編纂』、五八一―六〇頁。

(18) 前掲拙稿「ウイグモア宛ポアンナード書簡一四通の解題的研究」、一八九―一九二頁、【書簡4】参照の

こと。

(19) ウイグモアが後に『徳川日本における法と裁判』に集大成される英訳作業の対象としたこれらの資料の原本について、細かな考証を重ねた論考として山田前掲「ウイグモアと旧司法省編纂近世法制史料」、六八頁以下。

(20) 出浦力雄については、後註27を参照のこと。

(21) Report by the editor, p.6 (p.148)

(22) 前註4を参照のこと。

(23) Report by the editor, p.6 (p.148)

(24) 手塚豊・利光三津夫編著『民事慣例類集 附畿道巡回日記(抄)』慶應通信、一九六九年、六七頁。

(25) Report by the editor, p.6 (p.148)

(26) ポアンナード書簡の存在が明らかにされる以前には、このウイグモアの「報告」が唯一の根拠となり、ウイグモアによる重要資料「発見」の経緯が理解されてきた（山田前掲「ウイグモアと旧司法省編纂近世法制史料」、六九頁）。

(27) ウイグモアは「報告」の最後で「書籍の利用につき特別な計らいを賜った、貴族院書記官長 (Chief Secretary of the House of Peers) ・金子堅太郎氏、前司法大臣個人秘書官 (formerly Private Secretary to the Minister

- of Justice)・出浦力雄氏、司法省司書・鎌原宏氏 (Mr. H. Kanbara, Librarian in the Department of Justice) に感謝する」と述べた (Report by the editor, p.23 (p.155))。なお出浦は、ウィグモアの紹介内容とは異なり、明治二三年当時には司法省総務局書記官として出仕しており、ボアソナードの言う通り、同局局長でありまた司法次官であった箕作麟祥の「個人秘書官」を務めていたと考えられる (前掲拙稿「ウィグモア宛ボアソナード書簡一四通の解題的研究」、一九〇一―一九二頁、参照のこと)。また、鎌原は、内閣官報局『職員録 (甲)』 (明治二五年一月一日現在) 二〇三頁によれば、総務局属 (月俸四級) として出仕していた。ウィグモアは彼を司書役 (Librarian) と理解しようだが、総務局の所管事務の一つ「公文書類ノ編纂保存ニ関スル事項」 (「司法省官制」明治二四年勅令第九二号) に携わっていたと考えるのが妥当であろう。
- (28) 慶應義塾福沢研究センター編集『慶應義塾入社帳・第二巻』慶應義塾、一九八六年、五三二頁、『同・第五巻』同年、三二一頁 (『幼稚舎一号』)。父牛場卓蔵については、慶應義塾編『福沢論吉書簡集・第三巻』岩波書店、二〇〇一年、三四六―三四七頁に簡潔な紹介がある。
- (29) 慶應義塾福沢研究センター所蔵『卒業生名簿 安政五年創立以来』の明治二十年十二月の項、『慶應義塾姓名録 (明治二四年七月)』にも「明治二十年卒業」者として牛場の名が見える。
- (30) 慶應義塾福沢研究センター所蔵『明治十七年第三期 慶應義塾勤惰表』内の「幼稚舎生徒勤惰表」によれば、同年九月より一二月までの成績が掲載され牛場は首席を修める (二〇頁)。翌一八年には予科に進むが、僅か一期だけ在籍し、同年五月には本科に進んだ。当時の学則である「社中之約束」 (明治一八年九月) によれば、予科は番外から一番まで、本科は四等から一等までの等級があり、通常は予科本科併せおよそ五年をかけて修業したが (参照、『慶應義塾社中之約束』 (慶應義塾福沢研究センター資料 (2))、一九八六年、二六九頁、解説・解題佐志伝)、明治二〇年一二月に卒業した牛場は僅か三年で修了したことになる。各年次とも「語学試験」や「訳読試験」などは高得点を挙げていた。
- (31) 三田商業研究会編纂『慶應義塾出身名流列伝』実業之世界社、一九〇九年、四八三頁。
- (32) 『同前』、四八四頁。
- (33) また、『同前』には「帝国ブラシ合資会社専務取締役

役」と紹介され、『第十二版人事興信録』人事興信所、一九三九（昭和一四）年の記載によれば、彼は二男二女をもうけ、「横浜生糸株式会社代表計算人・日比谷商店、泉商事各監査役」の地位にあった。

なお、牛場は、昭和一九年に日比谷で交通事故に遭い、翌二〇年に疎開先の鶴川で死去した。

(34) Report by the editor, pp.20-21 (p.154)

(35) 前註4に各巻の内容の内訳を記した。

(36) Editorial Note on Sources for Civil Customary Law (Parts II, V, VII), in: Law and Justice in Tokugawa Japan (part I: Introduction), p.156

(37) 同ボックスのホルダー4には、一八九〇年時の翻訳に関わる書簡群が、ホルダー6から13にかけては、一九三四年から一九四二年に至る翻訳に関わる書簡群がそれぞれ分類され、前者は『マテリアル』の編集に、後者は国際文化振興版『徳川日本における法と裁判』の編集にそれぞれ関わるものである。前註2と3を参照のこと。

(38) Report by the editor, p. 8 (pp. 149-150)

(39) op.cit., pp.6-7 (p.148)

(40) 山田前掲「ウィグモアと旧司法省編纂近世法制史料」、七七頁には、法務図書館所蔵の「図書副原簿」（司法

省調査課・昭和四年）によれば、本来の書名は「徳川裁判事例」であったことが触れられる。尤も当時から「徳川裁判例」なる名称の資料も存在したと見え、山田前掲論文は、このことについても細かな考証を重ねている。本稿では、名称の違いもあるが、内容として同一の資料を指すものと推断し、「徳川裁判（事）例」と表記する。

なお、戦災で焼失したそれらの原資料は、焼失を免れた僅かな巻を除き、現在は昭和九〜一一年にかけて司法省資料課により復刻・刊行された『徳川時代民事慣例類集』の名の下に、「司法資料」内の数冊として参照が可能となっている。従ってウィグモアや牛場らが実際に手にし翻訳のために用いた「原資料」がどのような形態を有していたのかは確かめる術がない状況にある。

(41) ウィグモアは以後レファレンスの上で、明治一〇年版・一三年版『民事慣例類集』との名称上の区別をはっきりさせるために、「(徳川) 裁判例」を用いることが多かった。

(42) 前註27でも触れたが、この係官とはおそらく鎌原宏ではなかろうか。総務局の職掌の一つに「公文書類ノ接受發送ニ関スル事項」が含まれていた。

- (43) 楠家重敏『日本アジア協会の研究』近代文芸社、一九七七年、三二二頁、ダグラス・M・ケンリック著・池田雅夫訳『日本アジア協会百年史』横浜市立大学経済研究所、一九九四年。
- (44) Minutes of Meeting (Yokohama, December 6th, 1889), in: "Transactions", vol.18, 1890, p.xi
- (45) Annual Meeting, in: "Transactions", vol.19, 1891, p.xix
- (46) ウィグモアは「報告」の冒頭で、「皆様が、徳川將軍治世下の私法研究に関するいくつかの原資料の翻訳に対し金銭的支援を供出して下さるご決定を頂いてから、今や二年近くになります」と述べる (Report by the editor, p.1 (p.145))。この「報告」は既述のように、明治二五年一月に為されたものであるから、この協会での決定は同三年一月ないし二月あたりのこととなるが、『日本アジア協会紀要』に掲載される各年次の協会報告にはそうした記録を確認できない。またその段階ではウィグモアも未だ決定的な資料を手しているわけでもなく、そもそも本文にすぐ後に掲げるエリオット宛書簡に自ら述べる言葉と矛盾する。尤も、一・(二)で触れたようにシモンズの研究をウィグモアが口頭報告したのが同三年二月一〇日なので、その折りになんらかの協会としての申し合わせが見られたのかもしれない。
- (47) 清岡(編)前掲『慶應義塾 大学の誕生』、八一頁。
- (48) 同前書、九三―九四頁。なお訳文は、本稿の内容にそくして一部改めてある。
- (49) 『マテリアル』は、前註4に記したように明治二五年一二月刊行の第一巻 (Part I) を以て途絶するが、当初ウィグモアは全八巻から成るシリーズを予定していた。前註4に掲げた以外の巻とその内容を列挙すれば以下の通りになる (『マテリアル』第一巻に掲載される刊行目録より)。準備中とあるのは、当時刊行を予定しながら刊行に至らなかった巻を意味する。
- Part III Contract: Legal Precedents 売買・判決例
(Section II) : Sale (In preparation)
(第一部 : 売買) (準備中)
(Section III) : Deposit, Pledge (In preparation)
(第三部 : 手付け・担保) (準備中)
- Part IV Contract : Commercial Customs (In preparation)
契約 : 商事慣習 (準備中)
- Part VI Property : Legal Precedents (In preparation)
財産 : 判決例 (準備中)
- Part VII Persons : Civil Customs (In preparation)

人事：民事慣習（準備中）

Part III Persons : Legal Precedents (In preparation)

人事：判決例（準備中）

右に、Part IX (Procedure: Legal Precedents / 訴訟手続き・判決例) と Part X (Indices and vocabulary / 索引と用語集) を加えれば、『徳川日本における法と裁判』の全巻構成と一致する。上記の各巻は、民事慣習が『民事慣例類集』を、判決例が『徳川時代民事慣例類集（徳川裁判例）』を、そして商事慣習は『商事慣例類集』をそれぞれ典拠資料としており、そうした資料を入手したことによりウィグモアの日本法（史）研究は飛躍的に構想化したものと考えられる。

〔後記〕 本稿にて紹介した牛場徹郎の生年月日ならびに没年は、ご令孫であられる本塾文学部教授・牛場暁夫氏より、また牛場徹郎のレファレンスについては、本塾福祉研究センター准教授西沢直子氏より、それぞれ懇切なご教示を賜った。ここに記して謝意を表したい。